

広島県告示第千百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年十月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
横浜六千二百四十四地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を昭和六十三年十月三日広島県告示第九百六十九号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱六号と七号を結んだ線上に存するものとする。また、標柱十二号は告示で指定した土地に存する標柱七号と同一とする。

郡市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
安芸郡		坂町横浜西一丁目						六二二五番一		標柱一号、二号及び一	
		坂町鯛尾一丁目						六二二五番一 先町道敷		標柱三号	
		坂町横浜西一丁目						五七五一番		標柱五号	
								六二二七番一		標柱七号	
								六二二八番一		標柱八号	
								六二二二番三		標柱九号	
								六二二〇番一		標柱一〇号	
								六二二三番一		標柱一一号	
								六二二三番二			